第3章　樹林地管理における基本事項

1　維持管理区分

1.1　維持管理区分の考え方

公園施設の点検は安全確保が主となりますが、樹林地の管理においては、それに加え樹木の健全な育生や樹林地が有する多面的機能の増進との両立を図る必要があります。樹林地に対して過度に安全性を重視した処置を行うことで、利用者が自由に利用できる空間の減少や景観の悪化、樹木や樹木を取り巻く環境が有する機能が制限されるなど、都市公園としての機能や効用が損なわれることのないよう留意する必要があります。

また、地域のランドマークとなっている樹木や歴史的に価値の高い景観を有するエリア、周辺に希少な動植物が生息・生育しているエリア等も存在するため、フローチャートなどを通じて樹林地を6つのエリアに細区分し、それぞれの区分にあった維持管理を推進します。なお、維持管理区分は基本的にフローチャートに基づき設定しますが、対象樹林地の状況や樹林地を取り巻く周辺環境などを踏まえ、個別に設定することも検討します。

表　維持管理区分の考え方

維持管理区分	エリア概況	維持管理の方向性	ゾーニングの条件
重要種保全エリア	ニリンソウなど重要種が生息・生育しているエリア	重要種の生息・生育環境の保全向上を図る	・ニリンソウなど重要種が生育している
協働維持管理エリア	傾斜が緩く、地域住民等と協働で樹林地などの維持管理を行っている（予定を含む）エリア	区民や事業者、団体などとの協働活動により環境・景観の保全を図る	・概ね傾斜 8.5°未満 ・重要種に面していない ・地域住民等と協働で維持管理を行う（予定を含む）
樹林地維持エリア	急傾斜で人の干渉を最小限に留めるエリア	植生遷移を注視し、適度な維持管理により現在の環境・景観を保全する	・傾斜 8.5°以上 ・重要種保全エリア・協働維持管理エリア・重点点検エリア・隣地干渉防止エリア以外の範囲
重点点検エリア	園路や広場周辺エリア	利用者の安全確保のため危険除去を図る	・園路・広場付近
隣地干渉防止エリア(宅地境界付近)	敷地境界２ｍ以内で宅地に面しているエリア	落葉・落枝・倒木による宅地側への被害防止を図る	・敷地境界 2m 以内 ・宅地に面している
隣地干渉防止エリア(道路境界付近)	敷地境界２ｍ以内で道路に面しているエリア	落葉・落枝・倒木による道路側への被害防止を図る	・敷地境界 2m 以内 ・道路に面している

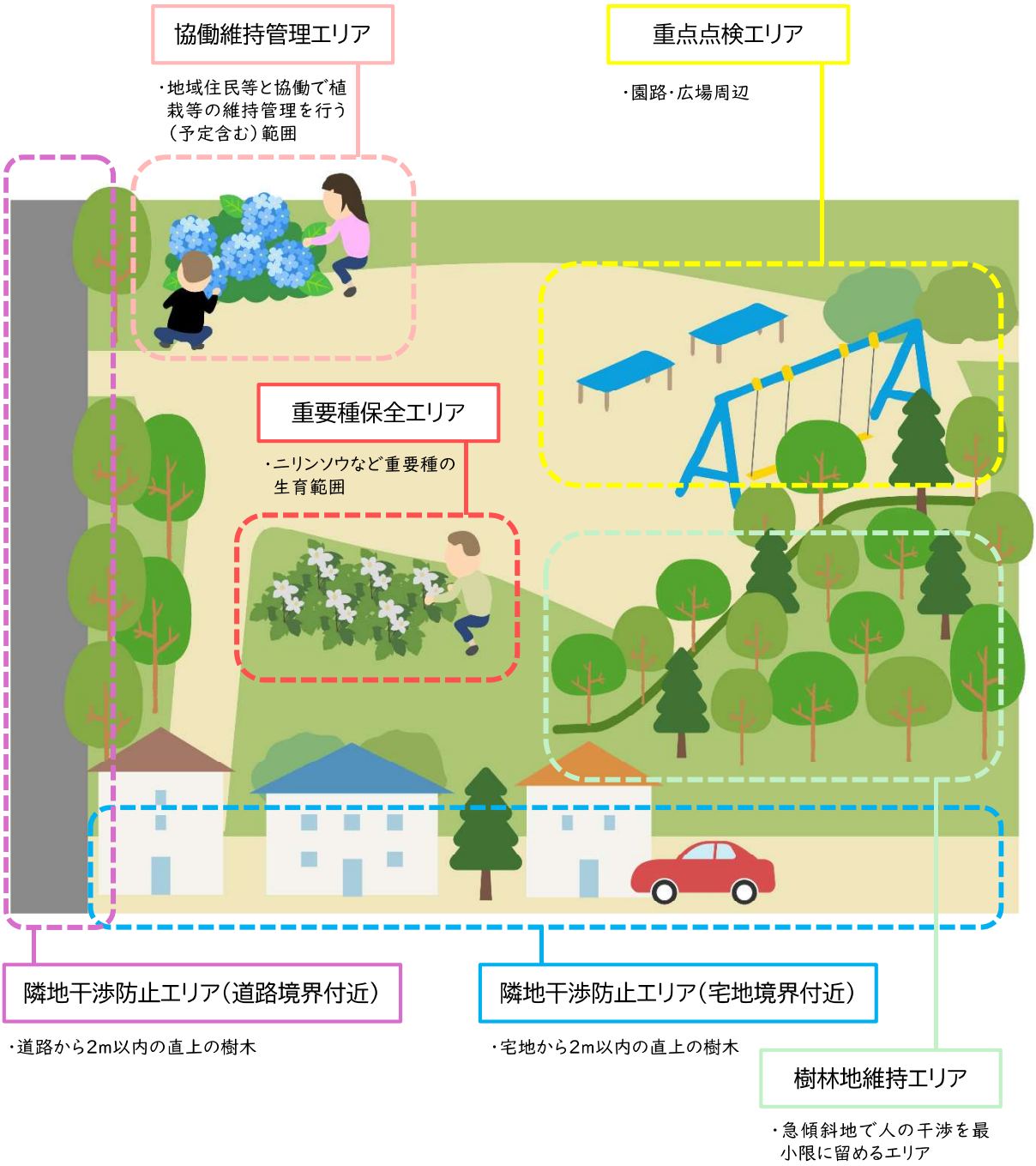

図　樹林地の維持管理区分エリアのイメージ

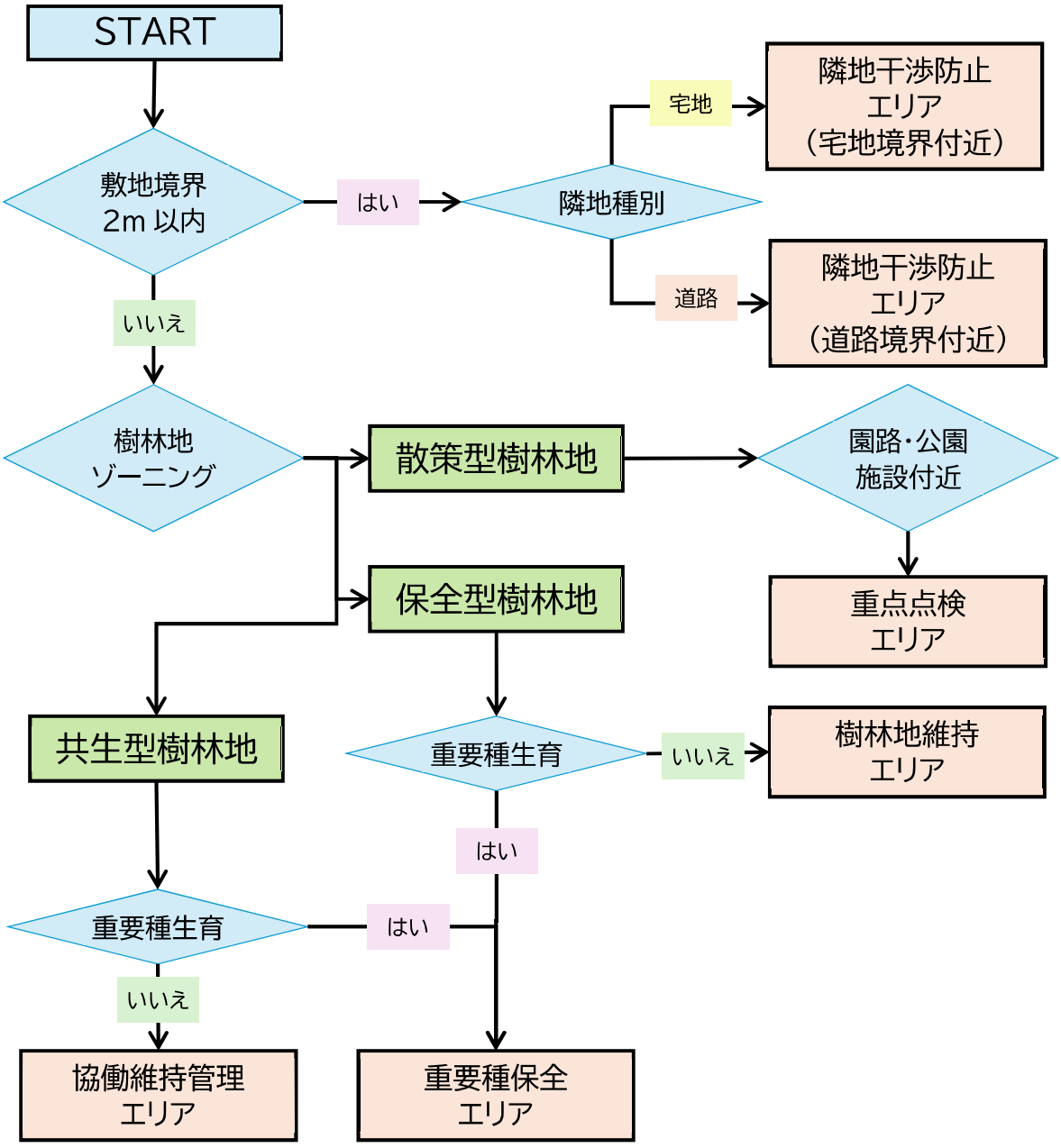

図　維持管理区分のゾーニングフローチャート

2 樹林地・樹木の点検管理

2.1 日常点検 資料編p4

日常点検は、樹林地維持エリア以外を対象に、現地を訪れた際、必要に応じて実施する簡易的な点検です。

公園・緑地等利用者の安全を確保するため、目視により倒木や危険な落枝の有無など簡易的な状況確認を行います。

表 点検概要

維持管理区分	実施者	頻度	点検概要
・重要種保全エリア ・協働維持管理エリア ・重点点検エリア ・隣地干渉防止エリア（宅地境界付近） ・隣地干渉防止エリア（道路境界付近）	区職員 委託事業者等	現地を訪れた際に適宜実施	・落枝等の危険性の点検 ・倒木・立ち枯れの有無 ・危険な枯れ枝・落枝・かかり枝・枝折れの有無 ・ハチやカラスの巣などの利用者や近隣などへの危害の可能性の有無 ・斜面上の支障物の確認 ・病害虫の有無の確認
・重要種保全エリア ・協働維持管理エリア	区民		

2.2 定期点検

区職員:資料編p6 委託事業者:資料編p8、10

定期点検は、以下(1)～(3)の点検を合わせて年5回行います。

(1)区職員による一斉点検

区職員は、樹林地維持エリア以外を基本に、樹林地及び周辺環境の安全を確認するため、年に2回、立ち入り可能な範囲にある樹木や公園施設の点検を行います。

(2)公園樹木整備委託に基づく点検

樹林地維持エリア以外を基本に、樹木の安全性を確認するため、年に2回、園路に支障が出る樹木及び周縁部(道路や隣接家屋付近)に植生している、幹回り約90cm以上の樹木について点検します。キノコの発生、大きな空洞、傾きなど倒木の危険性を点検するとともに、立ち枯れ・危険な枯れ枝の有無などを確認します。

(3)公園施設等維持作業委託に基づく点検

委託事業者は、全てのエリアを対象に樹木の不健全具合を確認する点検を、年1回行います。幹回り60cm以上の全樹木と、樹種によって幹回り60cm未満の樹木も対象とし、空洞腐朽、幹揺れ、傾斜、深植えの有無、キノコの発生、枯れ枝の有無などについて、必要に応じてピンポールなどの道具を用いて点検します。

表 点検概要(1／2)

維持管理区分	実施者	頻度	点検概要
・重要種保全エリア ・協働維持管理エリア ・重点点検エリア ・隣地干渉防止エリア(宅地境界付近) ・隣地干渉防止エリア(道路境界付近)	(1)区職員による一斉点検	2回/年 (4～5月、10～11月)	・公園施設の安全性の確認 ▽遊具、広場・園路、トイレ・水飲み場、公園灯・時計・電気設備・ベンチ、その他の施設の確認 ・樹木及び斜面を含む施設周辺の危険性の確認 ▽樹木、周辺環境(通行や施設利用等の支障となる枝)の確認
	(2)公園樹木整備委託に基づく点検	2回/年 (5月、11月)	・倒木の危険性(キノコの発生、大きな空洞、傾きなど)の有無 ・立ち枯れ・危険な枯れ枝の有無 ・隣地(民有地など)側への枝の張り出しの有無 ・遊具利用にあたり支障となる枝(遊具から高さ1.8mの範囲)の有無 ・人の通行にあたり支障となる枝(高さ1.8mの範囲)の有無 ・車両の通行にあたり支障となる枝(高さ4.5mの範囲)の有無

表 点検概要（2／2）

維持管理区分	実施者	頻度	点検概要
全エリア	（3）公園施設等維持作業委託に基づく点検	1 回/年 （5月～10 月）	・地際と幹の空洞腐朽の有無 ・幹揺れの確認 ・不自然な傾斜（傾き 10 度程度以上など） ・深植えの有無（ピンポールによる確認） ・キノコの発生の有無 ・分岐部の普及や裂け目の確認 ・枯れ枝の有無の確認

2.3 緊急点検 資料編p12

緊急点検は、全エリアを対象に台風、大雨、大雪の発生時期の前、または、災害発生時に行う点検です。

区職員及び委託事業者は、樹木診断の結果を元に、特に注意が必要な樹木に対し、樹林地及び樹林地周辺の安全を確保するため、目視により倒木や危険な落枝・かかり枝・枝折れなどの危険樹木の有無、崩落や土砂流亡の有無などの状況確認を行います。

表 点検概要

管理区分	実施者	頻度	点検概要
・全エリア	区職員 委託事業者等	台風シーズン前、台風、強風、大雨、大雪の発生等緊急時に適宜実施	・倒木や梢端折れ、幹折れの有無 ・危険な落枝、かかり枝、枝折れなどの危険樹木の有無 ・崩落・土砂流亡の有無

2.4 個別点検 資料編p14

個別点検は定期点検や区民の点検、要望、その他において樹木や樹林地の状態を確認し、具体的な処置方法の検討が必要になった際に、区職員や委託事業者が行う点検です。全てのエリアで必要に応じて行います。

なお、樹木の状態に応じて行う剪定や伐採などの処置の判断基準については、資料編p15に示します。

表 点検概要

維持管理区分	実施者	頻度	点検概要
・重要種保全エリア ・協働維持管理エリア ・重点点検エリア ・隣地干渉防止エリア（宅地境界付近） ・隣地干渉防止エリア（道路境界付近）	区職員 委託事業者等	適宜 （定期点検後）	・倒木の危険性（キノコの発生、大きな空洞、傾きなど）の詳細確認 ・隣接する株同士の枝の干渉による生長阻害 ・除去が望ましい種の生育状況（草丈が高い草本、有害性の外来種、目指す植生に支障となるシュロ、ドクダミなど）

2.5 点検結果に基づく処置・対策

点検の際、想定される問題とその対応方針は以下のとおりです。

樹木の衰弱・損傷など異常状態を確認した際、次表の判断ポイントを参考にするとともに、必要に応じて樹木医に相談し、樹木診断の結果をもとに判断します。

表 問題別対応方針（1／2）

想定される問題	対応方針	掲載頁
倒木・立ち枯れ	・伐採 ・倒木・立ち枯れの撤去 ・伐採後の更新木の検討	資料編p17
危険な落枝・かかり枝	・落枝、かかり枝の除去	資料編p17、18
危険な枯れ枝・枝折れ	・枯れ枝、枝折れの撤去・剪定	資料編p18
樹木の衰弱・損傷・幹の傾き	・次頁の表に基づく処置	資料編p19～24、p27～31
キノコの発生	・（枝に発生した場合）発生枝の剪定 ・（幹に発生した場合）樹木診断または伐採	資料編p25、26
蜂の巣・カラスの巣	・蜂の巣・カラスの巣の除去	－
病害虫の発生	・被害枝の剪定 ・（必要に応じて）薬剤の樹幹注入	資料編p32～35
公園利用・通行支障となる枝やツル等のからまり	・ツル等の除去 ・剪定	－
外来種や高茎草本による希少種の生育阻害	・除草	－
転落物・支障物	・転落物・支障物の除去	－
支柱（二脚鳥居など）の破損	・樹木の状態に応じた支柱の修繕・除去	資料編p39、40
通行の支障や危険（目の高さ等）を生じる恐れのある枝	・支障枝の剪定	－
照明、道路標識・信号・車両にかかる枝	・支障枝の剪定	資料編p36

表 問題別対応方針（2／2）

想定される問題	対応方針	掲載頁
民地に越境している枝	・支障枝の剪定	－
道路の建築限界（車道4．5m、歩道2．5m）以下の枝	・支障枝の剪定	資料編p36
作業道の破損	・作業道の修繕	－
斜面の崩落・土砂流亡	・斜面の復旧 ・土留め柵の設置・補修	－

表 処置の判断ポイント

項目	判断ポイント
伐採	・「4．3 樹木診断の内容」（p29）に記載の樹木診断の総合判定基準で健全度がＣに該当する
剪定	・問題のある枝を剪定または問題を解消（落枝の撤去、害虫駆除など）することで、対象木の回復が見込まれる
診断	・専門家でないと処置の判断がつかない

3 樹木剪定

3.1 剪定の目的

樹木剪定は、管理の中で最も重要な作業の一つであり、剪定が適切に行われるかどうかにより、樹木の健康の維持、景観の美しさや樹木が有する多面的機能が大きく左右されます。

剪定は、先の樹木の健全な維持と景観の維持などの樹木が有する多面的な機能の発揮のほか、公園・緑地等利用者、道路上の歩行者・通行車両の安全確保を目的に実施します。

表 剪定の目的と概要

○樹木の健全な維持 ・病害虫等による被害枝（枯枝）の除去 ・台風による倒木や雪による損傷を軽減するための枝の切除 ・隣接する樹木間の枝の重なりによる生長阻害の防止のための枝の切除 ○公園・緑地等利用者や道路上の歩行者や通行車両の安全の確保 ・落枝を防止するための枯れ枝や通行を遮る枝の除去 ○景観の維持などの樹木が有する多面的機能の発揮 ・樹木を自然な樹形に保つための徒長枝などの切除や状況に応じた樹幹の拡大

3.2 剪定の実施時期

剪定の実施時期は、基本的に下表に示す分類別に応じて実施することとしますが、災害対策など緊急の場合は、適期に関係なく実施するものとします。

樹木では、いずれの分類においても新芽の伸長や新葉の展葉する時期、気温が高く乾燥する時期は剪定の実施を避けます。また、剪定適期から外れた時期にやむをえず剪定を行う場合は、軽剪定に留めることとします。

表 樹木の剪定時期

分類	剪定適期
針葉樹	春先5～6月頃と9～10月頃
常緑樹	春の新芽が伸び、生長が休止する5月～6月頃と、土用芽や徒長枝が伸びて再び生長が休止する9月～10月頃
落葉樹	落葉した11月～3月頃

花を楽しむ花木については、時期によっては剪定により花芽を減らし花数を減少させることから、次表を参考に適切な時期に剪定を行うこととします。

表 花を楽しむ花木の剪定時期

分類	剪定適期
前年に花芽をつけ翌年に開花するもの （アジサイ、ウメ、モモ、ツバキ、レンギョウ、ジンチョウゲ、クチナシ、ツツジ類など）	花が終わった直後
春に芽が伸びて花芽をつけその年に開花するもの （キョウチクトウ、サルスベリ、ハギなど）	秋から翌春の萌芽時期までの期間

3.3 剪定の内容

剪定は、樹木の生長及び維持を阻害する箇所の全切除を基本とします。また、樹形は可能な限り自然樹形仕立てを基本とし、みどりの機能を発揮させるため、必要な場所では樹冠を拡大し、緑陰を作ることとします。

剪定の概要については下表のとおりとし、切断箇所には癒合剤を塗布するものとします。剪定の詳細な内容は「資料2 樹木剪定マニュアル（資料編p41～）」に示します。

表 剪定の内容

項目	処置内容
枯枝剪定	・枯枝を切り戻す剪定。 ・幹や他の枝の組織を傷つけず、かつ切残しが生じないように適正な位置で切り戻しを行う。
腐朽枝等剪定	・落枝や折損の危険性のある枝を切り戻す剪定。 ・幹や他の枝の組織を傷つけず、かつ切残しが生じないように適正な位置で切り戻しを行う。
支障枝剪定	・公園施設への支障や宅地境界への越境、信号、標識、照明、見通しなどを遮る枝の剪定。 ・幹や他の枝の組織を傷つけず、かつ切残しが生じないように適正な位置で切り戻しを行う。
風圧軽減剪定	・根の張り具合に対して樹冠が大きい場合などに、倒木の危険性を回避するため切返し剪定による樹冠の縮小又は枝抜き剪定により込み合った枝の間引きを行う。

出典：「令和3年度街路樹診断等マニュアル」（令和3年、東京都建設局）

4 樹木診断

4.1 樹木診断の目的

老木化や腐朽が進んだ樹木などは、強風などにより倒木・幹折れや枝折れなどを発生させ、公園・緑地等利用者のほか道路上の歩行者・通行車両や隣地建物に被害を与える可能性があります。このような問題を未然に防ぎ、より安全で快適な公園・緑地等を維持管理していくため、樹木診断は点検と同様に重要で必要性の高いものとなっています。

区及び委託事業者は、樹木の健全な育生を図り、樹木による事故を防止することを目的として不健全な樹木を早期に発見し適切な処置を施します。

4.2 樹木診断の実施時期

樹木診断の実施時期は基本的に枯枝の発見が容易で、支障状況のわかりやすい葉が茂っている着葉期（5月～11月）の間に行うのが望ましいですが、診断の目的や実施者の専門性に応じて適切な時期を選定し、概ね4年に1回実施します。また、点検結果などに応じて緊急に行う場合もあります。

4.3 樹木診断の内容

定期的な樹木診断では、概ね幹回り60cm以上の樹木を対象に、4年に1回程度、委託事業者が行います。樹木医が帯同する目視による健全度の判断により各種診断を行い、必要に応じて外観診断やレジストグラフによる機器診断を行います。具体的な内容については、東京都建設局が発行している「令和3年度街路樹診断等マニュアル」に基づき行うこととします。

令和3年度街路樹診断等マニュアル（東京都建設局） https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/park/ryokuka/hyoushi/hyoushi7-1

診断では、各種項目を計測するとともに、健全度、今後4年間の生存可否、危険木への該当、処置の内容・時期などを判断し、記録します。

なお、処置方針については下表のとおりですが、C 不健全と判定された樹木については伐採を基本とし、必要に応じて更新を行います。

表 樹木診断の総合判定基準と処置方針

健全度判定		基準	処置方針
A	健全か健全に近い	樹勢及び樹形の活力度※が1又は2であり、その他の項目に異常がないか被害があっても軽微で処置の必要のないもの。	日常的観察を行い、状態の変化に応じ、適宜対応。
B1	注意すべき被害が見られる	樹勢又は樹形の活力度が3の段階であるもの。もしくは、今後活力の低下や腐朽の進行が予測され、その他の項目についても被害が見られ注意を要するもの。簡易な処置を必要とするもの。	日常的観察、委託作業での点検。各種の適切な処置を行う。
B2	著しい被害が見られる	樹勢又は樹形の活力度が4の段階であるもの。もしくは、幹や根の腐朽が進行し、その他の項目においても被害が見られ、何らかの処置を必要とするもの。	日常的観察、委託作業での点検。各種の適切な処置を行う。 必要に応じて植替え（撤去）も検討する。
C	不健全	樹勢又は樹形の活力度が5の段階であるもの。もしくは、幹や根の腐朽が著しく、極めて不健全な状態で回復の見込みがないもの。また、倒木や幹折れの危険があるもの。	更新

出典：「令和3年度街路樹診断等マニュアル」（令和3年、東京都建設局）

※活力度は、「樹勢・樹形の活力度診断基準表」に基づき樹勢及び樹形から樹木の活力状態を診断する活力診断により決定し、活力度1が被害なし（健全）、5がほぼ枯死している状態を示す。

5 維持管理

5.1 枯損樹木の撤去

樹木の撤去は、枯死や腐朽、荒天などによる倒木や、その危険性がある樹木のほか、樹木診断で危険木と診断された場合に行います。これにより、公園・緑地等の安全利用や周辺環境に支障を及ぼす、または、支障を及ぼす恐れのある支障木を撤去します。

枯損樹木の撤去の判断基準は、「4.3 樹木診断の内容」（p29）に記載の樹木診断の総合判定基準で健全度がCに該当するものとします。

5.2 補植

樹木の補植は、危険木などを撤去した後などに土砂流出の可能性がある場合や、自然状態での更新が望めない場合、区民や団体などの要望がある場合などに行います。なお、従前にあった樹木の枯損や衰弱の原因を明らかにし、土壌改良や植栽基盤を整備したうえで十分な植栽空間が確保できる場合に限り、樹林地の特徴に配慮しながら実施します。

また、下層植生の補植については、各樹林地に相応しい在来種などを選定し、協働活動を行っている公園・緑地等では、区と協働活動団体等において検討しながら植栽を行っていきます。

5.3 除草

除草は、以下の方針に沿って実施します。

①舗装された場所では、雑草は根ごと全て取り除く。
②芝生地等特定の植物を育生している場所では、目的以外の雑草は根から取り除く。また、芝は草丈2cm で刈り込む。）芝の境目に株物があるときは、その境目で芝根を切除する。
③低木（樹高1m未満）の植込み地では、雑草を根から引き抜く。特に宿根草類の根は地下部から深く抜き取る。また樹木の実生も草と同様に抜き取ることを基本とするが、「5.4後継樹の育生」において後継樹として選定し、標識・名札等を設置した育生対象の株を誤って除去しないよう注意する。
④土の広場及び草により被覆された広場は、草丈4cm で刈り込む。ただし地被は残し、背丈が伸びる草は根から取り除く。
⑤傾斜地等の雑草は、土崩れを防止するため草丈4cm で切断し、根を残しておく。
⑥高木の植込み地では、背の高い草及び高くなる草を根から取り除く。ただし、背の低い草（概ね10cm 以下）は、そのまま残しておく。
⑦除草剤は使用しない。
⑧刈払いの際に樹木が近接している場合は、根部や幹部への接触による損傷に十分に気を付けること。

5.4 後継樹の確認及び育生

後継樹の育生は、樹木伐採後に樹木の更新が必要となったエリアについて行います。なお、土砂流出の恐れがある場合については、土留め柵などの整備も合わせて検討します。

委託事業者は、樹林地の若返りを促進するため、後継樹となり得る実生苗を下記の表を参考に選定し、生育状況の確認を行います。

表 点検概要

維持管理区分	実施者	頻度	点検概要
・全エリア（必要に応じて実施）	委託事業者等	適宜	・後継樹の生育状況の確認 ・後継樹の選定及び後継樹（幼木）の保護を目的とした標識等の設置 ・設置した標識・名札等の有無確認

なお後継樹としては、潜在自然植生を踏まえ常緑樹を含めた下記の樹種が考えられます。

表 後継樹として保全が望ましい種

常緑樹	シラカシ、シロダモ、スダジイ、アラカシ、タブノキ、ヤマモモなど
落葉樹	エノキ、エゴノキ、ケヤキ、クヌギ、クリ、コナラ、ミズキなど

参考：「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26年、東京都環境局）